

県産食品新市場開拓支援事業(補助事業)の補助対象経費等について

[補助内容及び補助対象経費]

	新商品開発支援事業	輸出促進事業
補助対象事業費	1,000～3,000千円	
補助率(補助金額)	補助対象経費の1/2以内	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産原材料確保活動 (旅費、印刷製本費、会場借上料、謝金、種苗費、生産資材費、協同作業用器具費等)</li> <li>・ 商品開発及びメニュー開発活動 (旅費、印刷製本費、会場借上料、謝金、原材料費、機械装置・工具経費、成分分析費等)</li> <li>・ マーケティング活動 (旅費、印刷製本費、会場借上料、謝金、委託費、消耗品費等)</li> <li>・ 県産原材料確保活動 (会議費、実証ほ設置費等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議実施 (旅費、謝金、使用料賃借料、印刷製本、通訳・翻訳等に要する経費)</li> <li>・ マーケティング活動 (旅費、調査費、資材購入費、委託費、通信運搬費、通訳・翻訳費、労務費等)</li> <li>・ 輸出環境整備 (通信運搬費、委託費、通訳・翻訳費等)</li> <li>・ ハラール認証の取得 (通信運搬費、委託費、通訳・翻訳費等)</li> </ul>

	園芸産地形成活動・販路拡大活動支援事業
補助対象事業費	500千円以上2,000千円以下
補助率(補助金額)	補助対象経費の1/2以内
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産地形成活動 (旅費、会場借上料、謝金、種苗費、肥料費等)</li> <li>・ 販路拡大活動 (展示会等出展料、旅費、通信運搬費、需用費、委託費、備品購入費等)</li> </ul>

※ いずれの事業も補助対象期間は交付決定の日から2027年3月31日までとなります(認定前着手届を提出した場合は届出日からとなります)